

※この法令は廃止されています。

平成四年総理府令第四号

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十一条の七第三項第二号の規定に基づき、特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令を次のように定める。

第一条

この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）及び廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号）において使用する用語の例による。

（特殊な方法による施設）

この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することに特徴がある場合にあつて、この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することができる。

（火災等による損傷の防止）

前項の認可を受けようとする者は、その理由及び施設方法を記載した申請書に關係図面を添付して申請しなければならない。

（第三条）

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が火災又は爆発の影響を受けることにより公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

（第三条）

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他）の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。

前項の消防設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。

3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについて

では、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。

4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造としなければならない。

水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び部屋は、当該設備から水素が漏えいした場合に、それでもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置を講じなければならない。

（特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤）

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

（地震による損傷の防止）

この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することに特徴がある場合にあつて、この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することができる。

（第四条の一）

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によつて生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度により公衆に放射線障害を及ぼさないよう

（第四条の二）

安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力を

（第四条の三）

安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力を

（第四条の四）

安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力を

（第四条の五）

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下「事業所」という。）には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定第一種廃棄物埋設施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

（核燃料物質の臨界防止）

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（第五条）

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設又は特定廃棄物埋設施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。

（第六条）

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。

（第七条）

施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであることを。

（第八条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内

（第九条）

その周辺部には、液体状の放射性廃棄物がより低い場合であつて、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第十条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第十一条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第十二条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第十三条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第十四条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第十五条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第十六条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第十七条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第十八条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第十九条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第二十条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第二十一条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第二十二条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第二十三条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第二十四条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第二十五条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第二十六条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第二十七条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第二十八条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第二十九条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第三十条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第三十一条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（第三十二条）

施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

廃棄物管埋設施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

その他の適切な措置を講じなければならない。

廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行つたとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。

（閉じ込めの機能）

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。

（閉じ込めの機能）

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、漏えいする放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

（閉じ込めの機能）

管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が漏えいする場合においても当該施設を十分に支持することができない。

（閉じ込めの機能）

放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年九月一四日経済産業省令第六八号）

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二十五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

（経過措置）

第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年一二月六日原子力規制委員会規則第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二八日原子力規制委員会規則第九号）

この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。